

保安林の指定状況の照会について（HP 掲載用-1）

保安林の指定状況（指定の有無、保安林の施業要件（皆伐、択伐、禁伐等））を照会する場合は、**保安林照会申請書（様式第1-1号）**（以下、**照会申請書**という）に必要事項を記載のうえ、下記の林業事務所へメールかFAX又は郵送してください。

登記簿上の地目が「保安林」以外の場合でも、保安林である場合があります。地目は不動産登記法に定められた土地の用途による分類で、保安林のなかには地目が保安林に変更されていないものもあります。保安林に指定されているかどうかを確認したい場合は、林業事務所に照会してください。

<注意事項について>

- 1 お電話での照会については、対応しておりませんのでご遠慮ください。
※事務所へ直接来所された場合も即応はできませんのでご了承ください（直接来所された場合は、照会申請書に必要事項を記載して頂き、回答については後日、メールかFAX又は郵送で対応をさせていただきます）。
- 2 郵送での回答を希望される場合は、返信用封筒（返信先の住所・氏名等を記載し必要額の切手を貼付したもの）をご提出願います。
- 3 照会申請書を收受後、2週間程度で回答するよう努めておりますが、場所によって調査に時間を要することがあります。また、照会順に対応しているため照会件数が多い場合も時間を要することがあります。その場合はご連絡しますのでご理解願います。
- 4 照会内容について、お電話等でご確認させて頂く場合がありますので、ご了承ください。
- 5 回答結果については、回答年月日時点での保安林の指定状況です。照会のあった場所については、その後の保安林の指定・解除（施業要件の変更含む）の動向により指定状況が変更となることがありますのでご注意ください。

(HP 掲載用-2)

<照会先>

事務所	メールアドレス	FAX番号	住所
北部農林水産振興センター 森林整備保全課	xx048020@pref.okinawa.lg.jp	0980-52-2833	〒905-0015 沖縄県 沖縄県名護市大南1-13-11 北部合同庁舎 2 階
(対象市町村)	国頭村、東村、大宜味村、名護市、今帰仁村、本部町、宜野座村、金武町、恩納村、伊江村、伊是名村、伊平屋村		
南部林業事務所	xx048038@pref.okinawa.lg.jp	098-941-2953	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37 新南部合同庁舎5階
(対象市町村)	読谷村、うるま市、沖縄市、北谷町、北中城村、中城村、西原町、宜野湾市、浦添市、那覇市、豊見城市、糸満市、南城市、渡嘉敷村、座間味村、渡名喜村、粟国村、久米島町、南大東村、北大東村		
宮古農林水産振興センター 農林水産整備課	aa049200@pref.okinawa.lg.jp	0980-73-2314	〒906-0012 沖縄県宮古島市平良西里1125 宮古合同庁舎 4 階
(対象市町村)	宮古島市、多良間村		
八重山農林水産振興センター 農林水産整備課	aa017655@pref.okinawa.lg.jp	0980-83-3542	〒907-0002 沖縄県石垣市真栄里438-1 八重山合同庁舎 4 階
(対象市町村)	石垣市、竹富町、与那国町		